

経理 女性 WOMAN

2020
NO.293

08

経理・総務の仕事が丸ごと分かる月刊誌「経理ウーマン」

「交際費の税務」がすらすら
理解できる3時間セミナー



「交際費の税務」がすらすら理解できる3時間セミナー



- 編集・発行人…天野恵実子
- 発行所…株研修出版
- 住所…112-0002 東京都文京区小石川5-3-4
- 電話…03-3830-0804
- URL…<http://www.kens-p.co.jp>

- ©研修出版／無断転載を禁じます
- 編集顧問（順不同）
税理士・北岡修一
税理士・森康博

月刊経理ウーマン
2020年8月号



ちょっと待った！ そんな節税策では会社が潰れます!! 会社にお金を残すための「節税の極意」

書店に行くと節税に関する書籍がたくさん並んでいます。それだけ節税に関心のある会社が多いということでしょう。しかし、数ある節税策の中には「やってはいけない節税策」もあります。たとえば税金を払いたくないからといって無駄な経費を支出するのは論外ですが、ほかにも節税目的の保険加入で結果的に損をするケースもあるので注意が必要です。そもそも節税には「やってはいけない節税」「とりあえずはやってもいい節税」、そして「積極的にやるべき節税」の3種類があるのです。会社にお金を残すための「節税の極意」をアドバイスします。

保証金を償却したときの仕訳は？ 礼金は消費税の課税対象となる？ 「事務所・店舗」などを賃借したときの会計処理

事務所や店舗を賃借する場合には、敷金・保証金・礼金（または権利金）、家賃、仲介手数料の支払いが発生します。毎月の家賃は「地代家賃」で処理しますが、会計処理に迷うケースもあります。たとえば、契約更新時の更新料や更新手数料などはどう処理すればよいのでしょうか。あるいは、解約時の原状回復費用の仕訳はどうなるのでしょうか。ここでは事務所や店舗などを賃借したときの会計処理について解説します。

**新型コロナ対策で時差通勤を導入するためにも検討してみたい！
「フレックスタイム」にまつわる労務知識6Q6A**

「フレックスタイム」は、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、ライフワークバランスを図りながら効率的に働くことができる制度です。働き方改革の一環として推し進められてきたこの「フレックスタイム」ですが、新型コロナの感染防止で時差通勤を実施するために導入を検討する企業も増えているようです。ここでは2019年4月の法改正の内容などにも触れながら、「フレックスタイム」にまつわる労務知識を専門家が解説します。

岩瀬孝嗣

小野賢治
88

奥田正名
74

図表 節税しない会社と節税する会社の比較（単位：万円）

	① 節税前の利益	② 節税のための経費	③(①-②) 課税所得	④(③×34%) 税金	③-④ 税引き後利益
節税しない会社	2,000	0	2,000	680	1,320
節税する会社	2,000	500	1,500	510	990

金を減らすことに一喜一憂される方もいます。

会社が決算申告で納める税金は、利益（課税所得）×税率で計算されます。

利益を下げるほど税金は減るので節税になります。利益を減らすには経費が増えれば良いと考えて、決算時にとにかく経費を使うというケースは珍しくありませんが、節税しなかった場合と節税した場合で、手元資金はどう変わるかを検証してみましょう。

利益が2000万円、節税のために使う経費が500万円で、実効税率を34%とします（図表）。

法人の課税所得に対して、法人税・地方法人税・法人住民税・法人事業税など複数の税金が課されますが、これらの税金の合計額+その法人の所得金額、つまり課税所得に対する実質的な税負担率を実効税率と言います。ここでは34%を目安と考えて試算します。さて、図表を見ていただいくと一日瞭

然ですが、節税しない会社と節税する会社を比較すると、税引き後利益が多いのは「節税しない会社」です。利益が多い分、残るお金も多くなります。

節税する会社は税金は減りますが、手元に残るお金も減っています。

これは、節税のための経費の34%分しか税金は減らないからです。単純な算数で理解できることですが、経費を100払つても、税金は34しか減らないので、100-34=66の資金が流出していくだけで、お金は増えません。節税しない場合は逆で、34の税金支払いは増えますが、100の資金は流出しないので、34の資金流出で留まります。

つまり、単にお金を使うだけの節税というのは、税金の節約にはなりますが、手元に残るお金は逆に減ってしまいます。この前提を理解したうえで、手元にお金が残る節税のみを実践すべ



税理士 奥田正名

実践すべきは
手元にお金が残る節税



節税という言葉は、経営者を非常に迷わせるキーワードです。税金が減れば、残るお金は増える。だから節税をすべきという、一見正しいようでは実は論理的ではない、単なる思い込みで税

そんな節税策では会社が潰れます!!

ちょっと待った!

STOP

書店に行くと節税に関する書籍がたくさん並んでいます。それだけ節税に

関心のある会社が多いということでしょうが、数ある節税策の中には、「やつてはいけない節税策」もあります。税金を払いたくないからといって無駄な経費を支出するのは論外ですが、ほかにも節税目的の保険加入で結果的に損をするケースもあるので注意が必要です。ここでは会社にお金を残すための「節税の極意」をアドバイスします。

会社として合理的な節税とは



経費を増やしても、資金は増えない。ただし、この状態でも次の①②のいずれかに該当するのであれば、経費を支出して節税を行なうことは、会社として合理的な行動と言えます。③であれば、支出そのものが生じないので当然、有益です。

経費を増やしても、資金は増えない。ただし、この状態でも次の①②のいずれかに該当するのであれば、経費を支出して節税を行なうことは、会社として合理的な行動と言えます。③であれば、支出そのものが生じないので当然、有益です。

① 資金は減つたが、将来、お金は戻ってくる支出（いわゆる課税の繰り延べ）

② 資金は減つたが、将来の利益に貢献する支出（いわゆる先行投資）

③ 資金は減らず、税金だけが減る経理処理

つまり、経費が出ていっただけの状

態ではなく、何らかの形で戻ってくる（将来の利益となる）のであれば、今後の税金は減るし、将来の収人は増えるので、その間の資金繰りに支障がないれば検討する余地はあるわけです。

①②それぞれについて、説明を加えておきましょう。

①は、いわゆる節税商品です。もともとピュラーな節税商品は、解約返戻率の高い生命保険を契約して保険料（経費）を増やして税金を減らし、返戻率の高い年度で解約して利益を得る方法です。

この解約時に多額の経費（役員退職金など）を設定し、利益に対する課税を減らすやり方です。

ただし、令和元年7月8日以後に契約した生命保険については、解約返戻率に応じて損金算入できる割合に制限が設けられました。その代わりに、注目を浴びているのがオペレーティングリース（航空機やコンテナの共同購入

等）や海外中古不動産の購入による節税です。提供会社の商品によって異なるますが、投資金額の何割か（筆者の感覚では7割が目安）が投資初年度の損金となります。

生命保険は毎月・毎年の支払いが必要になりますが、それとは異なり、契約年度だけの支払いで済むので以後の資金繰りに影響を与えないのも魅力的です。

詳細は割愛しますが、イメージとしては、取得した中古減価償却資産の減価償却費を損金として節税効果を得ることになります。その後、その資産を賃貸・売却することで将来の利益を確保するスキームです。

ただし、オペレーティングリースや海外中古不動産の購入は、「賃貸物件への投資ビジネス」の側面があり、節税は結果的に生ずるものと考えた方が良いでしょう。景気環境によっては、損をする可能性もあり、投機性が高い

とも言えます。

②は、節税というよりは純粹な本業への投資です。将来、投資に見合ったリターンが得られるかを見定めるのは難しいですが、例えばHPを作る、採用を前倒しして人材を確保する、決算日までに販売広告を増やすといった日々の事業活動の前倒しです。

結果的に決算日までに確定した先行経費が利益を減らすので節税になります。

いろいろあります
「やってはいけない節税策」



現在の利益を増加経費で圧縮して、

将来の利益を増やすという意味では、②も①と同じく課税の繰り延べと言えるかもしれません。①は副業投資による節税、②は攻めの経営による節税というのが分かりやすいかもしれません。

金処理の前提条件となります。

よく見受けられるのは、次のようなケースです。これらは損金となるのは翌年以後になります。

- ① ネット広告（グーグル広告、求人広告等）への前払い
- ② パソコン等を買つたが、決算日までに稼働していない。買つたままの状態で放置
- ③ 販売商品・材料の大量仕入れ（在庫の増加）

先述の②において注意したいのは、単なる前払いでは税務上損金（経費）と認められない点です。

例えば、雑誌やネットへの広告費は決算日までに媒体への掲載がなければ、損金となりませんし、決算日以降の分を前倒しで払うだけでは、来期以後の損金になるだけなので、節税にはなりません。決算日までに商品の納品・稼働、サービスの提供を受けることは損

ネット広告については、いわゆるデジタル方式と呼ばれ、いくらかの前

金をクレジットカード等で支払い、預け入れた前金をクリックの都度、消化していく方式があります。この方式を取りた場合は、決算日でいくら預け入れているか（未消化なのか）を管理画面で見ることができます。未消化＝まだ使っていない経費となります。

決算日が迫った時期に購入したパソコン等も、注意が必要です。購入すれば損金になるのではなく、使える状態になつて初めて損金となります。

パソコンは、履歴（システム情報）を見れば、初めて起動した日時が調べられます。税務調査においても決算日前で購入したパソコンの履歴をチェックされ、修正申告をすることになったケースもあります。起動して事業に「供用」されていることが求められます。

ちなみにパソコンに代表される、「10万円以上30万円未満の減価償却資産」は、年間300万円までは供用年度の損金とすることができます（後述する、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）。テレワーク等の社内インフラ整備を考える会社では、検討いただければと思います。

経費になるから販売商品や材料を決算月に大量に仕入れる、というのもN

Gです。仕入れただけで売れていない商品は、原価（損金）とならず、単なる在庫となるだけです。こちらも税務調査時に着目されるところです。

調査対象年度の最終決算月で、大き

く金額が増えた費目は必ず内容を確認されることはないことは忘れずにおきましょう。仕入れた商品が、いつ販売されたかという紐づけは、仕入の請求書と売上の請求書を追つていけば容易に把握できます。

もちろん、商品の仕入だけではなく、いわゆる建設業・製造業の材料・外注費も同様です。単に支払えば損金というわけではなく、あくまで売上計上された工事等にかかった材料・外注費のみが損金となり、払っただけでは損金とならないわけです。

総括すると、単なる前払いのもの・使用できる状態になつていないものは支払つても節税に繋がらないことがあります。なお、保険料・家賃・利息等

いろいろあります 「積極的にやるべき節税策」



それでは世の中で節税と呼ばれるものは意味がない・効果がないということか、と思われる方もいるかと思いますが、決してそういうわけではありません。有効な節税策を具体的に解説していきましょう。

・倒産防止共済（経営セーフティ共済）
生命保険やオペレーティングリースと同様、課税の繰り延べを実現する節税商品と効果は同じです。この共済の良いところは、掛け金月額の変更が容易な点です。

・経理処理の変更による節税

節税は、業績が良いときに検討する傾向が強く、その後に業績が落ち込むと、あのときの節税をしていなければ手元の資金が減らなかつたのに、と悔やまれることがあります。節税目的で契約した生命保険を短期で解約せざるを得なくなつた、というケースもあります。

その場合でも倒産防止共済は掛け金月額の減額ができ、かつ掛け金の額にかかわらず40カ月継続して加入していれ

ば、好きなときに解約して満額受け取ることができます。

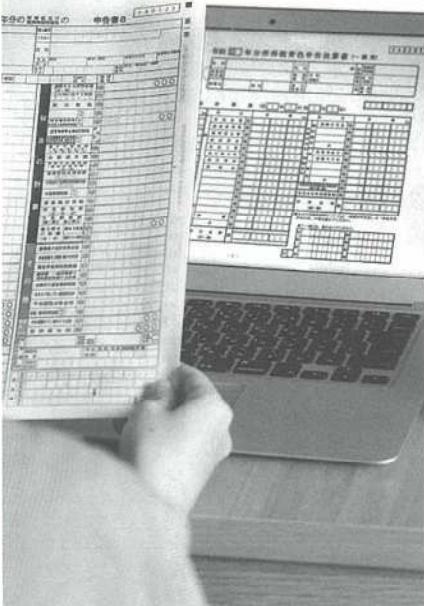
また、生命保険と同様に年払いすることで節税効果を上げることもできます。難点は、掛け金は月額20万円が上限、掛け金の累積限度額が800万円までとされているため、節税効果に上限があることです。とはいえ、課税の繰り延べを検討するのであれば、最優先で検討して良いといえます。

経理処理の変更による節税は、外部に資金が流出しないのに税金が減るので、一度は検討してみても良いでしょう。例えば、決算日が末日の会社で、給与の締め日が20日締めである場合は、決算月の21日～決算日までの給与も経費処理することができます。

固定資産税は年4回の支払いが原則のため、支払いの都度経費処理するとも認められていますが、通知（賦課決定）があつた時点で、4回分の全額を経費処理することもできます。いわゆる「未払経費」を漏れなく集計することになります。実際に払つてなくとも未払計上することで経費が増やせるので、税金だけを減らすことができます。

なお、3月31日～6月30日までに決算日が到来する会社であれば、労働保険申告が決算日以後であつても申告書

の一部の経費については短期前払費用の特例があり、前払いであつても損金にできる場合もあります。



に記載する「確定保険料」を経費処理することが認められています。派遣業などの労働集約型のビジネスや、年々採用数が増えている会社は労働保険料が多額になるため、確定保険料の額をチェックするのを忘れないようにしましょう。

とはいっても、経理処理変更での節税効果は、変更した年度だけに限定されます。経費となるタイミングが当年にならぬか翌年になるかの違いに過ぎないからです。

そのため、毎年継続して黒字の会社ではあえて変更をせず、経理処理の簡便化を優先することも多いです。

・優遇税制による節税（特別償却・税額控除）

いわゆる租税特別措置法に拠る節税です。この節税を実施した場合には、税務署に提出する確定申告書に「適用

額明細書」を添付し、選択した措置法。金額を記載すること及びそれぞれの節税内容を記載する別表の添付も必要となります。

また、この措置法による税制を使わずに申告した場合は、期限後に措置法の適用ができたことに気づいても、事後の適用は認められません。申告期限までに検討することが必要となります。実務で適用の多いものを列挙しておきます。

① 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

② 中小企業投資促進税制（購入額の30%の償却費加算もしくは7%の税額控除）

③ 中小企業経営強化税制（購入額を全額償却もしくは原則7%の税額控除）

④ 給与等の引上げ及び設備投資等を行なった場合等の税額控除

①～③は機械等の設備投資、④は賃給（残業代等の各種手当・賞与含む）による社員の所得増加という、国が重視する施策に貢献する会社への特例としたいところです。
②③は購入先から優遇税制を受けられるとの提案ありきで購入決定することも多いと思われますので検討を忘れることはないと思いますが、④は毎年の昇給や賞与（決算賞与含む）が増えている会社は検討を忘れないようになります。

継続雇用者給与等支給額が前年度比で1・5%以上増加している場合には、アルバイト等の正社員以外の給与も含めた給与総額の前年度から増加した金額×15%を法人税から差し引くことができます。いわゆる税額控除と呼ばれるものです。

継続雇用者とは、前年度の期首から適用年度の期末までの全ての月分の給

与等の支給を受けた従業員のことです。

イメージとしては前年度・当年度の2年間ずっと在籍している社員の年度ベースでの年収が1・5%以上増えているれば、この税制の適用が受けられる可能性があります。

なお、③にはいわゆるテレワーク等（業務のデジタル化）を促進するため、遠隔操作を可能とする機器の導入も対象に加えられました。在宅勤務の拡充を検討する会社はぜひ検討したいところです。

・欠損金の繰戻還付の申請

コロナウイルスによる緊急事態宣言の影響を受け、前年度は黒字で法人税を納税していた会社でも、今年度は減収となり、赤字になってしまったこともあります。このようなケースでぜひ検討していただきたいのが、欠損金の繰戻還付です。

例えば、前年の申告所得が1000万円で法人税が300万円。当年度が赤字で所得が△800万円の場合は、 $300\text{万円} \times (800\text{万円} + 1000\text{万円}) = 240\text{万円}$ が還付されます。節税ではありませんが、実際に資金が増えることになるので、ぜひ覚えておいて欲しい制度です。

なお、この制度を使うと、税務調査が実施されるので申請を躊躇する、というケースが見受けられます。理由は、法人税法80条に次の記載があるためだと思われます。



「税務署長は、還付請求書の提出があつた場合には、その請求の基礎となつた欠損金額その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした内国法人に対し、その請求に係る金額を限度として法人税を還付し、または請求の理由がない旨を書面により通知する」

実際には、いわゆる訪問による調査が実施されるることは稀です。いわゆる税務署内での机上調査のみで終了することが大半です。恐れずに申請して前年度に払った税金を取り戻し、資金繰りを改善させましょう。

なお、還付申請を行なわない場合は、欠損金の繰越控除を選択したことになり、当年度の赤字（欠損金）は、次年度の所得と相殺となります。還付の申請も申告期限後では認められないため、申告時に還付の申請をするか繰越控除を選択するかを決めることがあります。

成する決算書のクオリティも高まっていくことに繋がるでしょう。

主体的に情報収集することで、「こういうときは、あの税制が適用できるのではないか?」「どういう書類を申告までに揃えれば良いのだろう?」と知識が深まっていく過程で、できる節税策も増えていくはずです。

に検討すべき項目、申告期限までに準備・決定すべき項目をリストアップしておくことが経理担当者にとって重要なアクションとなります。



●おぐだ まさな

1970年三重県松阪市生まれ、慶應義塾大学商学部卒。税理士事務所勤務後、1997年に税理士・社会保険労務士として独立開業。2005年に税理士法人、2017年に派遣法に特化した社労士法人に組織変更。2020年、新たに外国人在留資格に特化した行政書士事務所も開設。実務で使えるコンテンツをメインとした情報提供を心掛けている。

・会社HP

<https://www.zaimupartners.jp>

最後に、会社の節税に関して経理担当者の果たすべき役割をアドバイスしておきます。

日々の経理を早く・間違なく行なうことはもちろんですが、決算日まで

【近況】福利厚生の一環で、5年ほど社内フレーデリンク制度を続けています。女性スタッフに好評なのは、午後の紅茶レモントリーと、いちじフレーバーのプロテインドリンクです。健康に良さそうな野菜ジュースは意外と減りません。